

資料3 (児童館)

岐阜市児童館・児童センター 仕様書

平成28年7月

岐阜市子ども未来部子ども支援課

目 次

1	管理運営の方針	1
2	指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容	
(1)	業務の範囲	1
(2)	事業計画等	3
3	施設の従事者(職員及び職員数)	3
4	安全管理	4
5	運営の透明性、説明責任、苦情処理等	4
6	指定管理者の引継ぎ	4
7	経費及び立ち入り検査について	4
8	協議	5
9	物品の帰属等	5
10	備品	5
11	事業計画・実績報告等	5
12	避難所として指定を受けている施設について	6
別添資料		
別記1	関係法令等	7
別記2	設備に関する保守・点検業務	8
別記3	移動児童館について	9
別記4	おもちゃ図書館について	10
別記5	避難所として指定を受けている施設の業務について	11
別記6	母親クラブ(地域組織活動)について	12

本仕様書は、岐阜市児童館及び児童センター（以下「施設」という。）募集要項と一体のものであり、岐阜市児童館条例及び岐阜市児童館条例施行規則に定めるもののほか、施設の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、標準的な条件を記載したものであり、これを踏まえ効果的・効率的な事業計画書・収支予算書を作成してください。

1 管理運営の方針

施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) 子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は豊かにするという児童厚生施設の目的及び「児童館ガイドライン」（平成23年3月31日雇児発0331第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。
- (5) 適正な運営を図るため運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。
- (6) 効率的な管理運営を行うこと。
- (7) 個人情報保護を徹底すること。
- (8) 障がい児（者）について十分な配慮を行うこと。
- (9) 職員研修を実施するとともに関係団体等の協議会等に積極的に参加すること。
- (10) 市が開催する会議等に参加すること。
- (11) 他の児童館や関係機関、地域の各種団体等との連携に努めること。
- (12) ごみの減量、省エネルギー、CO₂削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (13) 混雑が予想される場合、周辺施設等と連絡・調整に努め、利用者の利便をはかること。
- (14) **別記1「関係法令等」**を遵守した管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容

(1) 業務の範囲

(ア) 児童館

① 施設の管理に関する業務

ア 施設の適正な運営のため、建築基準法等の関係法令を順守するとともに、設備に関する保守点検をすること（詳細は別記2参照）。

イ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。

- ・ 定期的な清掃等を実施し、常に施設を清潔な状態の保持に努め、管理上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出すること。
- ・ 岐阜市有施設における病虫害等防除に関する基本方針に準じ、病虫害等防除マニュアルを作成し、市に提出するとともに、実施すること。

ウ 市の定めるエネルギー管理規定に基づき、省エネルギーに努めること。また、市に準じ、省資源及び廃棄物減量など環境への負荷の軽減に努めること。

エ 利用者の満足度利用調査を実施すること。

オ 施設、設備、備品等の維持管理に関すること。

施設の修繕は、市と事前に協議をすること。また、修繕を行った場合は市に報告をすること。

なお、原則として見積額7万円未満の修繕は指定管理者において行い、見積額7万円以上の場合は市と協議することとします。

カ 庭園等の管理（柳津児童館のみ）

敷地内の草刈りを随時行うこと。

樹木及び草花の適正な維持管理を行うこと。

② 利用の制限に関する業務

条例第4条に該当する場合は、利用の制限をすることができます。

③ 地域の児童の健全育成、子育て支援及び地域組織活動の育成助長等に関する業務

ア 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする事業に関すること。

イ 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導を実施すること。

ウ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること（**母親クラブについての詳細は別記6参照**）。

エ 子育てに対して不安や悩みを抱える親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。また、地域の子育て支援機関と連携を図り、子育てしやすい環境づくりに努めること。

オ 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。児童虐待予防に関係機関と連携して取り組むこと。

カ 子どもがボランティアリーダーとして児童館や地域で活動できるよう育成、支援すること。また、地域住民がボランティアとして児童館活動に参加できるよう支援を行うこと。

キ 障がいや悩み・問題を抱える子どもに、児童館が安心できる居場所となるよう配慮すること。関係機関と連携して適切な支援を行うこと。

ク 児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金（民間児童館活動事業実施要綱第3条（1）から（4））に定める以下の事業のうち2つ以上を行うこと。（制度が変更になる場合があります。）

a 自然体験活動事業

ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。

b 子どもボランティア育成支援事業

子ども自身によるボランティアグループの育成について支援を行うものとする。

c 児童健全育成相談支援事業

中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。

d 年長児童等来館促進事業

施設への中・高校生の来館を促進するため、中高校生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。

ケ 移動児童館の実施に関すること（詳細は別記3参照）。

コ 世代間交流の推進（柳津児童館のみ）

柳津高齢者福祉センターとの複合施設という特性を活かして、両施設利用者の交流行事を実施すること。

④ その他市長が必要と認める業務

(イ) 児童センター

前記児童館業務の項目に加えて、次の2項目を業務の範囲とする。

① 遊びを通して運動に親しむ習慣を形成すること。

② 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

また、おもちゃ図書館のある児童センターにおいては、その運営に関すること（詳細は別記4参照）。

(ウ) 特定の施設の業務

① 梅林児童館、柳津児童館にあつては、放課後児童クラブの運営に配慮すること。

② 西児童センターにあつては、施設の共通遊具の管理を行うこと。

(2) 事業計画等

業務に対する考え方やその具体的な内容及び施設の維持管理等を含め、施設の管理に関する**児童館・児童センターの管理に関する収支予算書（様式2）**及び**事業計画書（様式3）**を提出してください。

作成にあたっては、別記1から別記5の記載内容に留意してください。提案を求めている事項の他にも業務の実施等にあたり提案がありましたら、任意様式により資料等を提出してください。

3 施設の従業者（職員及び職員数）

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚令第63号）第38条第2項に定める児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）の要件を満たす2人以上の従業者を置くほか、児童センターにおいては体育指導員、児童館においてはその他の職員を1人以上置くものとし、従業者のうち1人は常勤の従業者を置くこと。また、施設には、運営管理の責任者を定めること。なお、社会福祉法人以外の団体においては、管理責任者として児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する常勤の施設長をおくこととします（児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）、児童館の設置運営について（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知））。

※ 常勤とは、従業者の1週間の勤務時間が概ね40時間とします。

また、児童厚生員以外の職員についても児童厚生員となる資格を有する者を配置するよう努めてください。

4 安全管理(危機管理)

- (1) 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を市に報告すること。
- (2) 業務従業者に必要な研修を行い、その者の氏名を市に報告すること。
- (3) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。
- (4) 施設の管理保全に努め、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- (5) 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (6) 災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等あらかじめ市に報告するとともに、避難及び消火に関する訓練等を少なくとも月1回以上実施すること。
- (7) 子どもの安全のため、防災マニュアルに従うこと。

災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し速やかに報告すること。また、被害の拡大の防止を図ること。開館時間内に災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともに、その状況を速やかに報告すること。

岐阜市域で震度「4」以上を観測する地震が発生した場合及び大雨、洪水等の「警報」が発令された場合は、施設の被害の有無を市に報告すること。

5 運営の透明性、説明責任、苦情処理等

指定管理者は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供し、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるため、利用者満足度調査（アンケート）を年2回以上実施すること。なお、調査項目については、あらかじめ市と協議の上決定することとし、「サービスの質が確保されているか」に関する項目を盛り込むこと。また、利用者の意向に配慮するよう努めるとともに、その情報を公開し説明責任を果たすこと。

6 指定管理者の引継ぎ

管理開始が円滑に行われるよう、管理開始前に現指定管理者と協議を積極的に行うこと。
ただし、市は引継ぎに要する経費は負担しません。

7 経理及び立ち入り検査について

- (1) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

- (2) 市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うこととする。
- (3) 指定管理者の経理状況の報告について

市が必要とする場合には、指定管理者の財務諸表等、指定管理者の経理状況を示す書類を提出すること。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

9 物品の帰属等

- (1) 市との協議の結果、指定管理者が委託料により物品を購入したときは、購入後の物品は市の所属に帰するものであること。
- (2) 指定管理者は、市が所有する物品について、「岐阜市会計規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の移動についてその都度市に報告しなければならない。
- (3) 岐阜市会計規則で定める消耗品のうち、施設運営、事業実施等のため、保存の必要のある物品については、事業用物品台帳を備えてその保管にかかる物品の整理をしなければならない。

10 備品

備え付けの備品は別途提示します。

11 事業計画・実績報告等

- (1) 毎年度当初に、月ごとの事業計画（行事計画）と前掲「2 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的な内容」（1 ページ）「(ア) 児童館」の「③地域の児童の健全育成、子育て支援及び地域組織活動の育成助長等に関する業務」クに示す2つの選択事業の計画を提出すること。
- (2) (2) 管理運営の実施状況について、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項について市に報告すること。
 - (ア) 管理業務の実施状況
 - (イ) 施設の利用状況
 - (ウ) 上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- (3) 毎年度終了後、市長が定める期間内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出すること。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出すること。
 - (ア) 管理業務の実施状況
 - (イ) 施設の利用状況
 - (ウ) 管理経費等の収支状況
 - (エ) (1) で選択した2つの選択事業（a～d）の実施状況
 - (オ) 上記に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項
- (4) 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、(3) に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすること

ができる。

(5) 指定管理者は、(4)の規定による指示に従い、是正等の措置を行い、市にその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

(6) 自主事業を実施する場合には、事前に次に掲げる書類を添えて市へ提出し、市の承認を得なければならない。

(ア) 事業目的及び計画が分かる書類

(イ) 事業の収支予算書

(ウ) 上記に掲げるもののほか、事業を把握するために必要な事項

(7) 自主事業を実施した場合には、事業実施後に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(ア) 事業実施報告書

(イ) 事業の収支決算書

(ウ) 上記に掲げるもののほか、事業を把握するために必要な事項

12 避難所として指定を受けている施設について

柳津高齢者福祉センター・柳津児童館、日光コミュニティセンター（日光児童センター）及び西部体育館（西児童センター）は、岐阜市地域防災計画に基づく避難所の指定を受けています。災害時には、建物全体が一体的対応を求められますので、**別記5**のとおり避難所の開設等に関する業務を行ってください。

関係法令等

地方自治法（昭和22年法律第67号）
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
児童福祉法（昭和22年法律第164号）
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）
社会福祉法（昭和26年法律第45号）
社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）
社会福祉法施行規則（昭和26年厚令第28号）
児童館の設置運営について（平成2年厚生事務次官通知）
児童館ガイドラインについて（平成23年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
児童館の設置運営について（平成2年厚生省児童家庭局長通知）
国庫補助による地域組織活動の運用について（昭和48年厚生省児童家庭局長通知）
岐阜市児童館条例（昭和49年岐阜市条例第32号）
岐阜市児童館条例施行規則（昭和49年岐阜市規則第48号）
岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）
岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）
岐阜市会計規則（平成24年岐阜市規則第13号）
岐阜市おもちゃ図書館運営要綱（昭和60年）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

※指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づき業務を行うこととなります。また、上記に掲げられたもののほか、施設の管理運営及び業務遂行上、順守すべき法令等に従った管理運営を行わなければなりません。

設備に関する保守・点検業務													
	梅林	黒野	東	加納	西	日光	本郷	長良	長森	岩野田	柳津	サンフレッド みわ	サンフレッド うずら
清掃業務	ワックスがけ				年3回							年3回	
	窓ガラス清掃				年2回						年1回	年2回	
夜間警備業務	カーペット清掃										年1回		
	機器点検	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
消防用設備 等保守点検	総合点検					年2回						年2回	
	非常通報装置保守					年1回						年1回	
	遊具保守点検									年2回		年2回	
冷暖房保守				年2回							年2回		
電気保安業務					年6回						年6回	年6回	
貯水槽清掃					年1回								
自動扉保守											年2回		
樹木管理業務											○		
浄化槽維持業務												年12回	
エレベーター保守点検												年12回	年12回
その他市長が必要と認める業務							○						

別記2

別記 3

移動児童館について

移動児童館とは、児童館及び児童センター（以下「施設」という）が設置されていない地区の児童に対して子育て支援サービスを実施する目的で開始され、主に学校の学年行事、子ども会、子育てサークルからの依頼により、施設の職員が公民館・小学校の体育館等へ出向いて児童館業務を実施するものです。

内容としては、スポーツ・ゲーム、工作、伝承遊び、野外活動等の指導から、観劇、講演などさまざまなメニューを用意しています。

また、平成28年3月に策定された第2期岐阜市次世代育成支援対策行動計画に掲げる目標数値を達成できるよう、施設の未設置地区で月2回開設するように努めてください。

下記のとおり、施設ごとに担当地区が割り振られておりますが、その割り当てについては限定したものではありません。必要に応じて積極的に実施してください。

児童館別担当地区

施設名	担 当 地 区					
梅林	梅林	白山	徹明	華陽		
黒野	黒野	木田	西郷	七郷	方県	網代
東	芥見	芥見東	芥見南	岩		
加納	加納西	加納東	三里	厚見		
西	合渡	本荘	鏡島	市橋		
日光	島	早田	城西	鷺山	則武	
本郷	金華	京町	明德	木之本	本郷	
長良	長良	長良西	長良東			
長森	長森北	長森南	長森西	長森東	日野	
岩野田	岩野田	岩野田北	常磐			
柳津	柳津					
サンフレン ドみわ	三輪北	三輪南	藍川			
サンフレン ドうずら	鶉	茜部	日置江			

おもちゃ図書館について

おもちゃ図書館は、障がい児や社会的に援助を必要とする子どもたちに出会いとふれあいの機会を提供し、おもちゃを通して、生活を楽しくより豊かなものにすると同時に、身体的諸機能や感覚等を養い心身の成長発達の促進を図ることを目的として運営しています。おもちゃ図書館を実施している児童センター及び事業の内容は、次のとおりとなります。

1 おもちゃ図書館を実施している児童センター

- (1) 西児童センター
- (2) 本郷児童センター
- (3) 長良児童センター
- (4) 長森児童センター
- (5) 岩野田児童センター
- (6) サンフレンドみわ・児童センター
- (7) サンフレンドうずら・児童センター

2 対象者

- (1) 本市に居住する小学校6年生までの障がい児（障がい児にはおもちゃの貸出も行う。）
- (2) 本市に居住する4歳児未満の乳幼児
※ (1)、(2)とも保護者同伴が必要

3 利用時間

- (1) 4月1日から9月30日まで（午前9時30分から午後5時まで）
- (2) 10月1日から翌年3月31日まで（午前9時から午後4時30分まで）

<平成29年度より変更予定>

4 休館日

児童センターの休館日と同じ。

避難所として指定を受けている施設の業務について

岐阜市地域防災計画において避難所として指定を受けている施設については、次の業務を行ってください。

- 1 市災害対策本部から避難所開設の指示を受けた場合等避難所の開設が必要な場合には、速やかに避難所を開設する。
- 2 開館時間内に自主避難者が発生した場合は、避難者を受け入れるとともに市に報告する。
- 3 避難状況を把握し市災害対策本部に連絡する。また避難民が滞在する期間は常駐し、受け入れの協力をすること。
- 4 災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し報告すること。
- 5 施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大防止を図ること。
- 6 避難所管理組織の構築を支援し、避難者の保護を行う。
- 7 その他市が特に必要と認め指示した事項。

母親クラブ（地域組織活動）について

- 1 目的
幼児や小学生児童を持つ母親等を中心とした連帯組織で、母親としての研修や、子どもの養育に役立つ技術の習得、親子交流などを実施し、児童館・児童センターと一体となって子どもの健全育成や地域の児童福祉の向上を図る。
- 2 概要
児童館・児童センターを活動拠点とし、地域の児童を持つ母親等の連帯組織として、児童福祉の向上を図るため、児童の交通安全活動、家庭養育に関する研修活動等を組織的、継続的に行う。
- 3 対象
母親等の連帯組織（母親クラブ）等児童健全育成に寄与する自主的な団体で、一の地域組織の会員はおおむね30人以上であること。
- 4 実施方法
児童館・児童センターは、母親クラブに地域活動促進費として所要の費用を支弁するものとし、支弁を受けた母親クラブは児童館・児童センターに活動の実績を報告するものとする。